

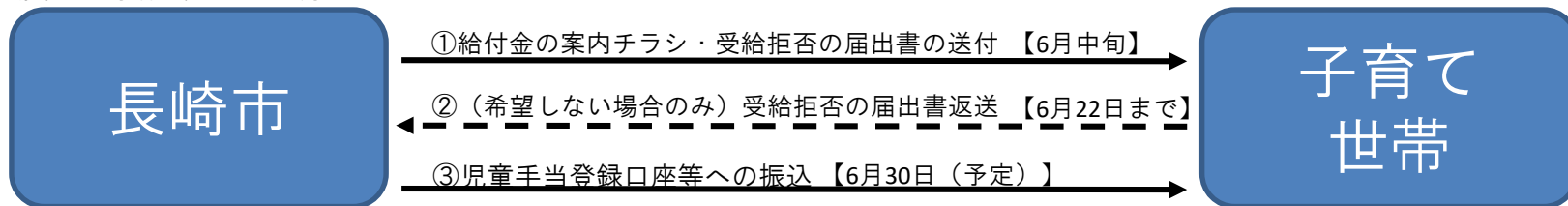
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費

5億941万3千円 (給付金:4億8,000万円)
(事務費:2,941万3千円)

小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯(特例給付は除く)に対し、臨時特別給付金を給付するもの

項目	内容
給付対象者	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者 ※平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の受給者(特例給付)は除く
対象児童	平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童 ※3月まで中学生だった児童(新高校1年生)及び3月中に死亡した児童も含む 約48,000人
給付額	対象児童一人につき 10,000円
給付方法	(一般支給対象者) 申請は不要(※支給を希望しない場合のみ、届出書提出必要) (公務員支給対象者) 申請が必要 } 原則、児童手当の口座に振込
給付時期	一般給付対象者は、 6月30日(予定) ※公務員給付対象者は、申請書受領後、給付決定ができたものから7月末以降給付

《一般給付対象者の給付までの流れ》



※公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。